

令和4年9月30日改定

弁護士報酬基準

目次

第 1 章 総則	4
第 1 条 (目的及び趣旨)	4
第 2 条 (弁護士報酬の種類及び支払時期)	4
第 3 条 (裁判上の事件に係る弁護士報酬)	5
第 4 条 (弁護士報酬の増減額)	5
第 5 条 (弁護士報酬の説明及び委任契約書の作成)	5
第 6 条 (消費税に相当する額)	5
第 2 章 法律相談料	6
第 7 条 (法律相談料)	6
第 3 章 着手金及び報酬金	6
第 1 節 民事事件	6
第 8 条 (民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)	6
第 9 条 (経済的利益 - 算定可能な場合)	6
第 10 条 (経済的利益算定の特則)	6
第 11 条 (経済的利益 - 算定不能な場合)	6
第 12 条 (民事事件の着手金及び報酬)	7
第 13 条 (事件の移行)	7
第 14 条 (離婚事件)	8
第 15 条 (家事審判事件の特則)	8
第 16 条 (境界に関する事件)	8
第 17 条 (借地非訟事件)	9
第 18 条 (督促手続事件)	9
第 19 条 (保全命令申立事件等)	10
第 20 条 (民事執行事件等)	10
第 21 条 (倒産整理事件)	11
第 22 条 (非事業者の任意整理事件)	11
第 23 条 (事業者の任意整理事件)	11
第 24 条 (行政上の不服申立事件等)	12
第 25 条 (契約締結交渉)	12
第 2 節 刑事事件	13
第 26 条 (刑事事件の着手金)	13
第 27 条 (刑事事件の報酬金)	13
第 28 条 (刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等)	14
第 29 条 (検察官の上訴取下げ等)	15
第 30 条 (保釈等)	15

第 31 条（告訴・告発等）	15
第 3 節 少年事件	15
第 32 条（少年事件の着手金及び報酬金）	15
第 33 条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）	16
第 4 章 手数料.....	16
第 34 条（手数料）	16
第 5 章 時間制報酬	19
第 35 条（時間制報酬）	19
第 6 章 顧問料.....	20
第 36 条（顧問料）	20
第 7 章 日当	20
第 37 条（日当）	20
第 38 条（出廷日当）	21
第 8 章 実費等.....	21
第 39 条（実費等の負担）	21
第 40 条（交通機関の利用）	21
第 9 章 委任契約の終了等	21
第 41 条（委任契約の中途終了）	21
第 42 条（事件等処理の中止等）	22
第 43 条（弁護士報酬の差引等）	22

第1章 総則

第1条（目的及び趣旨）

- 1 金子総合法律事務所（以下「当事務所」という。）は、日本弁護士連合会「弁護士の報酬に関する規程」（平成16年2月26日会規第68号）に基づき、以下のとおり、弁護士報酬基準を定め（以下「本基準」という。）、事務所に備え置く。
- 2 当事務所に所属する弁護士（以下「弁護士」という。）は、事件又は法律事務（以下「案件」という。）を受任する際、原則として本基準に従って弁護士報酬を定める。

第2条（弁護士報酬の種類及び支払時期）

当事務所における弁護士報酬の種類及び支払時期は、本基準に特に定めのない限り、次表に定めるとおりとする。

種類	意義	支払時期
(1) 法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（電話その他の通信手段による相談を含む。）の対価	法律相談を終えたとき
(2) 着手金	案件の性質上、委任事務処理の結果に成功又は不成功があるものについて、その結果の成否にかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価	案件の依頼を受けたとき
(3) 報酬金	案件の性質上、委任事務処理の結果に成功又は不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価	案件の処理が終了したとき
(4) 手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する案件についての委任事務処理の対価	依頼者との協議により定めた時期
(5) 時間制報酬 （タイム・チャージ）	一定時間あたりの委任事務処理の単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じて算定する委任事務処理の対価	
(6) 顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価	
(7) 日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所を離れ、移動によってその案件のために時間を充てること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価	

第3条（裁判上の事件に係る弁護士報酬）

裁判上の事件は、審級ごとに弁護士報酬を定める。

ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるとする。

第4条（弁護士報酬の増減額）

1 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの業務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することができる。

(1) 依頼者から複数の案件を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の案件につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

2 依頼を受けた案件が、重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、第2章ないし第4章及び第7章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議の上、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第5条（弁護士報酬の説明及び委任契約書の作成）

1 弁護士は、案件を受任するに際しては、弁護士の報酬及びその他の費用について説明しなければならない。

2 弁護士は、案件を受任したときは、委任契約書を作成する。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成する。

3 前項の規定にかかわらず、受任した法律事務が、法律相談、簡易な書面の作成、顧問契約等継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しない。

4 第2項に規定する委任契約書には、受任する法律事務の表示及び範囲、弁護士の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法その他特約事項を記載する。

5 前項に規定する事項について、委任契約書において本基準と異なる定めがされたときは、当該委任契約書の定めに従う。

第6条（消費税に相当する額）

1 本基準に定める弁護士報酬の額は、消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。

2 前条第2項に規定する委任契約書を作成した後、消費税法の改正により、税率の変更があった場合は、弁護士報酬の発生時点での税率の定めに従う。

第2章 法律相談料

第7条（法律相談料）

法律相談料は、30分ごとに5500円以上2万2000円以下の範囲内で定める。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

第8条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

- 1 本節の着手金は、本基準に特に定めのない限り、案件の対象となる経済的利益の額を基準として算定する。
- 2 本節の報酬金は、本基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。
 - (1) 依頼者が相手に対して請求をする事件については、判決、調停又は和解等により認められた経済的利益を基準として算定する。ただし、第20条に規定する事件については、具体的に回収された金銭等を基準として算定する。
 - (2) 依頼者が相手より請求を受けている事件については、判決、調停又は和解等により支払等を免れた部分に対応する経済的利益を基準として算定する。

第9条（経済的利益 – 算定可能な場合）

- 1 前条の経済的利益は、本基準に定めのない限り、別紙のとおり算定する。
- 2 別紙中「時価相当額」とあるものについては、あらかじめ委任契約書において時価の算定方法を定めておくことができる。

第10条（経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額することができる。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができる。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第11条（経済的利益 – 算定不能な場合）

- 1 第 9 条第 1 項により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を 420 万円とする。
- 2 前項にいう「経済的利益を算定することができないとき」を例示すると、次のとおりである。
 - (1) 嫡出否認、認知、離縁事件等における身分関係
 - (2) 解雇無効確認事件等における従業員の地位
- 3 弁護士は依頼者と協議の上、第 1 項の額を案件の難易、軽重、手数、時間及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第 12 条（民事事件の着手金及び報酬）

- 1 訴訟事件、調停事件、裁判外の和解交渉事件（以下「裁判外交渉事件」という。）、非訟事件、家事審判事件、労働審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	26 万 4000 円	経済的利益の 17.6 %
300 万円を超え、 3000 万円以下の場合	経済的利益の 5.5 % + 9 万 9000 円	経済的利益の 11 % + 19 万 8000 円
3000 万円を超え、 3 億円以下の場合	経済的利益の 3.3 % + 75 万 9000 円	経済的利益の 6.6 % + 151 万 8000 円
3 億円を超える場合	経済的利益の 2.2 % + 405 万 9000 円	経済的利益の 4.4 % + 811 万 8000 円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、案件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 第 1 項の報酬金は、案件の内容により、11 万円以上 33 万円以下の範囲内で、報酬金の最低額を定めることができる。
- 4 依頼者が請求を受けている事件において、相手が訴え若しくは調停を取り下げたとき又は裁判外交渉事件において相手より交渉が途絶えてから 3 カ月を経過したときは、再度同一の請求を受けることが予想される場合を除き、経済的利益を確保したものとして、報酬金を請求することができる。

第 13 条（事件の移行）

- 1 裁判外交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、本基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 2 裁判外交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、本基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 3 訴訟事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができる。

第 14 条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	33 万円以上 55 万円以下
離婚訴訟事件	44 万円以上 66 万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 4 前 3 項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、依頼者と協議の上、第 12 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額する。

第 15 条（家事審判事件の特則）

家事事件手続法別表第 1 に掲げる事項に関する家事審判事件（第 4 章に規定する事件を除く。）で、事案簡明なものについての弁護士報酬は、5 万 5000 円以上 22 万円以下の手数料のみとすることができる。

ただし、受任後、審理又は処理が長期にわたる事情が生じたときは、第 12 条の規定により算定された範囲内で、着手金及び報酬を受け取ることができる。この場合には、手数料を着手金又は報酬の一部に充当するものとする。

第 16 条（境界に関する事件）

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は 44 万円以上 66 万円以下とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、第 12 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び裁判外交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ 3 分の 2 に減額することができる。
- 4 境界に関する裁判外交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額又は第 2 項の規定により算定された額のそれぞれ 2 分の 1 とする。
- 5 境界に関する調停事件又は裁判外交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手

金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数、時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第17条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	33万円以上55万円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。

ただし、弁護士は依頼者と協議の上、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数、時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第12条の規定により算定された額。

(2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第12条の規定により算定された額。

(3) 借地非訟に関する調停事件及び裁判外交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

(4) 借地非訟に関する裁判外交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(5) 借地非訟に関する調停事件又は裁判外交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第18条（督促手続事件）

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	経済的利益の2.2%
300万円を超え、3000万円以下の場合	経済的利益の1.1% + 3万3000円
3000万円を超える場合	経済的利益の0.55% + 19万8000円

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

- 3 前2項の着手金は5万5000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第12条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。
ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求しない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第12条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとする。

第19条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。
ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第12条の規定により算定された額の4分の1の報酬を受けることができる。
ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第12条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとする。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、11万円を最低額とする。

第20条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第12条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとする。
ただし、着手金は第12条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は第12条の規定により算定された額の2分の1とする。
ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 12 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬を受けすることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5 万 5000 円を最低額とする。

第 21 条（倒産整理事件）

- 1 破産、民事再生、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。
ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれる。
 - (1) 事業者の自己破産事件 55 万円以上
 - (2) 非事業者の自己破産事件 22 万円以上
 - (3) 自己破産以外の破産事件 55 万円以上
 - (4) 事業者の民事再生事件 110 万円以上
 - (5) 非事業者の民事再生事件 33 万円以上
 - (6) 特別清算事件 110 万円以上
 - (7) 会社更生事件 220 万円以上
- 2 前項の各事件の報酬金は、第 12 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
ただし、前項第 1 号のうち事業者が個人の場合及び第 2 号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けすることができる。

第 22 条（非事業者の任意整理事件）

- 1 前条第 1 項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、非事業者に関する任意整理事件の着手金は、債権者 1 社につき 3 万 3000 円として、債権者数に応じて算定された金額とする。
- 2 前項の着手金は、5 万 5000 円を最低額とする。
- 3 非事業者の任意整理事件の報酬金は、債権者 1 社につき 2 万 2000 円に、次の各号により算定した額を加算した金額とする。
 - (1) 弁護士が受任した時点で債権者が主張していた債務について、それを減額させ、又は免れさせた場合は、その減額され、又は免れた債務の金額の 11%
 - (2) 過払金を回収した場合は、その過払金の金額の 22%
- 4 前項の報酬金は、個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に関して前項に基づき算定された報酬金を支払う。

第 23 条（事業者の任意整理事件）

- 1 事業者の任意整理事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて、次のとおり定める。

(1) 債権者 1 社につき 6 万 6000 円として、債権者数に応じて算定された金額とする。ただし、1 社の債権額が、

- ① 50 万円を超える場合には 4 万 4000 円
- ② 100 万円を超える場合には 11 万円
- ③ 500 万円を超える場合には 22 万円
- ④ 1000 万円を超える場合には 44 万円
- ⑤ 5000 万円を超える場合には 66 万円
- ⑥ 1 億円を超える場合には 110 万円

をそれぞれ 1 社ごとに加算することができる。

(2) 前号の着手金は、金 33 万円を最低額とする。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

500 万円以下の部分	16.5 %
500 万円を超え、1000 万円以下の部分	11 %
1000 万円を超え、5000 万円以下の部分	8.8 %
5000 万円を超え、1 億円以下の部分	6.6 %
1 億円を超える部分	5.5 %

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

5000 万円以下の部分	3.3 %
5000 万円を超え、1 億円以下の部分	2.2 %
1 億円を超える部分	1.1 %

3 第 1 項の事件が、債務の免除、履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第 21 条第 2 項の規定を準用する。

4 第 1 項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前 2 項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

第 24 条（行政上の不服申立事件等）

1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立並びに行政手続事件の着手金は、第 12 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とし、報酬金は同条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、金 11 万円を最低額とする。

第 25 条（契約締結交渉）

1 裁判外交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	11万円	経済的利益の4.4%
300万円を超え、 3000万円以下の場合	経済的利益の1.1% + 3万3000円	経済的利益の2.2% + 6万6000円
3000万円を超える場合	経済的利益の0.55% + 16万5000円	経済的利益の1.1% + 33万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、案件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、金11万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しない。

第2節 刑事事件

第26条（刑事事件の着手金）

- 1 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容		着手金
起訴前	事案簡明な事件	11万円以上 33万円以下
	前段以外の事件	33万円以上
起訴後（第1審）	裁判員裁判対象事件で事案簡明な事件	16万5000円以上 33万円以下
	前段以外の裁判員裁判対象事件	33万円以上
	裁判員裁判対象外の事件で事案簡明な事件	11万円以上 33万円以下
	前段以外の裁判員裁判対象外の事件	33万円以上
上訴審	事案簡明な事件	16万5000円以上、 33万円以下
	前段以外の事件	33万円以上
再審事件		55万円以上
再審請求事件		55万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがなく、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しない情状事件、起訴後（上訴審を含む。）については事実関係に争いが無い情状事件をいう。

第27条（刑事事件の報酬金）

- 1 刑事事件の報酬金は次のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金	
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	33万円以上 55万円以下	
		求略式命令	前段の額を超えない額	
	起訴後 (裁判員裁判 対象事件)	刑の執行猶予	33万円以上 55万円以下	
		求刑された刑が軽減され た場合	前段の額を超えない額	
	起訴後 (前段以外の 事件)	刑の執行猶予	33万円以上 55万円以下	
		求刑された刑が軽減され た場合	前段の額を超えない額	
	上訴審	刑の執行猶予	33万円以上	
		求刑された刑が軽減され た場合	軽減の程度による相当な額	
前段以外の事件	起訴後 (裁判員裁判 対象事件)	無罪	66万円以上	
		刑の執行猶予	55万円以上	
		求刑された刑が軽減され た場合	軽減の程度による相当な額	
	起訴後 (前段以外の 事件)	無罪	66万円以上	
		刑の執行猶予	55万円以上	
		求刑された刑が軽減され た場合	軽減の程度による相当な額	
	上訴審(含再 審事件)	無罪	66万円以上	
		刑の執行猶予	55万円以上	
		求刑された刑が軽減され た場合	軽減の程度による相当な額	
		検察官上訴が棄却された 場合	55万円以上	
	再審請求事件		再審開始の決定がされた 場合	55万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

第28条 (刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等)

1 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第26条に定める着手金を受けることができる。

ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

- 2 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの業務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第29条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、控訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び業務量を考慮した上、第27条の規定を準用する。

第30条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

第31条（告訴・告発等）

告訴、告発、検察審査の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき、11万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

第32条（少年事件の着手金及び報酬金）

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	33万円以上 55万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	33万円以上 55万円以下

- 2 少年事件の報酬金は、次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	33万円以上
その他	33万円以上 55万円以下

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議の上、事件の重大性

等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第33条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第3条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であること、又は従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより、追加受任する件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとする。

ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の業務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

第34条（手数料）

- 1 手数料は、本基準に特に定めのない限り、案件の対象となる経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定する。

なお、経済的利益の額の算定については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(1) 裁判上の事件に係る手数料

案件の内容	手数料
相続放棄の申述	5万5000円以上8万8000円以下
遺言書の検認	11万円以上22万円以下
成年後見等開始の申立て	22万円以上33万円以下
証拠保全	経済的利益の0.88% +22万円
即決和解	経済的利益の1.1% +11万円
倒産整理事件の債権届出	5万5000円以上11万円以下

(2) 調査等の手数料

案件の内容	手数料
着手前調査費用	5万5000円以上11万円以下
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	5万5000円以上22万円以下

書面による鑑定	22万円以上 33万円以下
---------	---------------

(3) 書類作成の手数料

案件の内容		手数料
契約書及びこれに準ずる書類の作成	定型	5万5000円以上 33万円以下
	非定型	第35条の規定により算定する。
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円以上の金額を加算する。
内容証明郵便の作成 (弁護士名を表示しないもの)		3万3000円以上 11万円以下
遺言書の作成	定型	11万円以上 22万円以下
	非定型	(1) 経済的利益が300万円以下の場合 22万円 (2) 経済的利益が300万円を超え、 3000万円以下の場合 経済的利益の1.1% + 18万7000円 (3) 経済的利益が3000万円を超え、 3億円以下の場合 経済的利益の0.33% + 41万8000円 (4) 経済的利益が3億円を超える場合 経済的利益の0.11% + 107万8000円
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円以上の金額を加算する。

(4) 遺言執行の手数料

案件の内容	手数料
遺言執行	(1) 経済的利益が300万円以下の場合 33万円 (2) 経済的利益が300万円を超え、 3000万円以下の場合 経済的利益の2.2% + 26万4000円 (3) 経済的利益が3000万円を超え、 3億円以下の場合 経済的利益の1.1% + 59万4000円 (4) 経済的利益が3億円を超える場合 経済的利益の0.55% + 224万4000円

(5) 会社法上の手続に関する手数料

案件の内容	手数料
会社設立、増減資、合併、分割、	資本額若しくは純資産額のうち高い方の額又は

組織変更、通常清算	増減資額に応じて以下により算出された額。 ただし、合併又は分割については 220 万円を、通常清算については 110 万円を、その他の手続については 11 万円を、それぞれ最低額とする。 (1) 1000 万円以下の部分 4.4% (2) 1000 万円を超え、2000 万円以下の部分 3.3% (3) 2000 万円を超え、1 億円以下の部分 2.2% (4) 1 億円を超え 2 億円以下の部分 1.1% (5) 2 億円を超え 20 億円以下の部分 0.55% (6) 20 億円を超える部分 0.33%
上記以外の登記等申請手続	1 件 5 万 5000 円
株主総会等指導	33 万円以上。 総会等準備も指導する場合は 55 万円以上。
現物出資等証明	1 件 33 万円。 ただし、出資等に係る不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減する。

(6) その他の法律事務の手数料

案件の内容	手数料
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合は、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。 (1) 給付金額が 150 万円以下の場合 3 万 3000 円 (2) 給付金額が 150 万円を超える場合 給付金額の 2.2%
任意後見契約並びに財産管理及び身上監護	(1) 契約の締結に先だって、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料

	<p>「着手前調査費用」の基準を準用する。</p> <p>(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の 弁護士報酬</p> <p>(イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の 処理を行う場合 月額 1 万 1000 円以上 5 万 5000 円以下</p> <p>(ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の 継続的な事務の処理を行う場合 月額 3 万 3000 円以上 11 万円以下</p> <p>ただし、不動産の処分等日常的又は継続的委 任事務処理に該当しない事務処理を要した場合 は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定 により算定された報酬を受けることができる。</p> <p>(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依 頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪 問して面談する場合の手数料 1 回あたり 1 万 1000 円以上 5 万 5000 円以下</p>
--	---

- 2 前項に定める案件について、特に複雑又は特殊な事情がある場合、手数料は、弁護士と依頼者との協議により定める額とする。
- 3 第 1 項に定める案件について、相手との交渉を要するとき又は裁判手続等を要するときは、第 12 条の規定により算定された額を手数料に加算する。

第 5 章 時間制報酬

第 35 条 (時間制報酬)

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する案件に関し、第 2 章ないし第 4 章及び第 7 章の規定によらないで、1 時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の時間制報酬は、弁護士が案件に関して、出廷や準備書面等の作成、情報資料の探索、検討、打合せ、その他書面の起案、相手との交渉、意見書の作成等、実際に案件の業務処理に従事した全時間（移動に要する時間を含む。）を対象とする。
- 3 第 1 項の委任事務処理単価は 1 時間毎に金 2 万 2000 円以上とする。
ただし、受任した案件の処理に要した時間に、1 時間に満たない端数が生じた場合、その端数は、依頼者との協議により弁護士報酬を定めるものとする。
- 4 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮し、前項の額を増減することができる。

- 5 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができる。
- 6 弁護士は、依頼者との協議により、第 2 章ないし第 4 章及び第 6 章の規定によって、弁護士報酬を定めた案件について、予め設定した処理時間を超えた場合は、その超えた時間において、当該案件の処理に要した時間につき、第 1 項ないし第 3 項の規定を適用することができる。

第 6 章 顧問料

第 36 条（顧問料）

- 1 顧問料は、次のとおりとする。
 ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を増減することができる。
 事業者：月額 5 万 5000 円以上
 非事業者：年額 6 万 6000 円（月額 5500 円）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとするが、特に明記しない場合は、電話及び電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とする。
- 3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できる。
- 4 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会い、講演などの業務の内容及び弁護士報酬並びに交通費及び通信費などの実費の支払い等については、弁護士は、依頼者と協議の上、顧問契約の中で、その対応方法を決定する。
 ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別に定めることもできる。

第 7 章 日当

第 37 条（日当）

- 1 日当は次のとおりとする。

半日（往復 2 時間を超え、4 時間まで）	3 万 3000 円以上 5 万 5000 円以下
1 日（往復 4 時間を超える場合）	5 万 5000 円以上 11 万円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第 38 条（出廷日当）

- 1 出廷日当を定める場合は次のとおりとする。
訴訟事件、調停事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、刑事事件及び少年事件の期日出廷 1 回につき 2 万 2000 円以上 11 万円以下
- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができる。

第 8 章 実費等

第 39 条（実費等の負担）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、交通通信費、振込手数料、謄写料、通訳費用、翻訳費用、鑑定費用、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 前項の概算額につき、不足が発生又は見込まれるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払を求めることができる。
- 4 弁護士は、依頼者から預かった実費等について、原則として事件等の処理が終了したときに精算する。

第 40 条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することができる。

ただし、事前に協議をすることができない場合、又は協議をしなかった場合には、中等以上の運賃の等級を利用することができる。

第 9 章 委任契約の終了等

第 41 条（委任契約の中途終了）

委任契約に基づく案件の処理が、委任契約の解除又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、委任事務処理の程度に応じて清算を行い、業務遂行内容に見合う報酬を請求することができる。

第 42 条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁護士は案件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知する。

第 43 条（弁護士報酬の差引等）

- 1 弁護士は、和解、判決等により案件の処理が終了した際に依頼者に対して清算すべき債務がある場合には、弁護士報酬及び立替実費を差し引いた上で依頼者に支払うことができる。
- 2 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、案件に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 3 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知する。

（附則）

令和元年 11 月 10 日 施行

令和 4 年 9 月 30 日 改定

以上

経済的利益の算定方法

権利の種別又は案件の種類	算定の方法
(1) 金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）。
(2) 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額。
(3) 継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
(4) 賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額。
(5) 所有権	対象たる物の時価相当額。
(6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
(7) 建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
(8) 建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件	(6)の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
(9) 地役権	承役地の時価の2分の1の額。
(10) 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
(11) 不動産についての登記手続請求事件	(5)、(6)、(9)及び(10)に準じた額。
(12) 詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
(13) 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価相当額の10分の7の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
(14) 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分に争いのない部分については、その相続分の時価相当額の10分の7の額。
(15) 金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額。）。